

大網白里市物価高騰対策応援券取扱店舗募集要領

1. 趣旨

物価高騰の影響を受ける市民の応援と地域経済の活性化を目的として実施する物価高騰対策応援券事業に係る物価高騰対策応援券（以下「応援券」という。）の取扱店を募集する。

2. 応募資格・条件

大網白里市（以下、「市」という。）内で事業を営みかつ店舗（市内を運行する移動スーパーを含む。）を有する事業所（以下、「事業所」という。）とする。なお、次に該当する事業所は、対象外とする。

ア 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者

イ 「応援券の使用対象外となるもの」に記載の取引、商品のみを扱う事業者

ウ 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者又は経営に実質的に関与しているものをいう。以下同じ。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定するものをいう。以下同じ。）であると認められる事業者

エ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴対法第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしていると認められる事業者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる事業者

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる事業者

キ 役員等が、暴力団、暴力団員又はウからカに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められる事業者

3. 申込方法及び申込期限等

取扱店申込書に所定の事項を記入し、次に記す募集窓口へファックス、E-MAIL、持参により申し込むものとする。また、複数の店舗を有する事業者は、店舗毎に取扱店申込書を記載し、申し込むこととする。

なお、市は、取扱店申込書の提出のあった店舗のうち、応援券の取扱いを認める店舗（以下、「応援券取扱店」という。）に対し、応援券取扱店であることを利用者へ示すためのぼり旗等を交付する。

【募集窓口】 大網白里市商工会（大網白里市金谷郷24番地9）
電 話：0475-72-0239（平日の9時から5時まで）
FAX：0475-72-8732
E-MAIL：oamisci@gmail.com

【申込期限】 1次募集 令和8年 3月31日（火）まで
2次募集 令和8年 5月15日（金）まで

※1次募集期間内に応募のあった応援券取扱店は、6月上旬に市民に送付する応援券や市民用パンフレット及び市及び商工会のホームページに店舗名を掲載する。

2次募集期間内に応募のあった応援券取扱店は、市及び商工会のホームページのみの掲載とする。

4. 応援券の概要

- (1) 応援券の発行総額は、約4億7,300万円とする。
- (2) 応援券は、市民1人当たり額面1,000円券10枚を配布することとし、うち4枚は全店共通の応援券、うち6枚を中小店専用の応援券とする。
- (3) 応援券は、応援券取扱店における、物品の購入、借り受けまたは役務の提供（以下、「特定取引」という。）においてのみ使用することができる。なお、特定取引において、つり銭は出さないものとする。
- (4) 応援券は、交付された本人またはその代理人若しくは使用者に限り使用することができる。
- (5) 応援券は、転売、譲渡及び換金することができない。
- (6) 販売後の応援券の返金を行わない。
- (7) 応援券の使用期間（有効期限）は、令和8年6月15日から令和8年9月30日までとする。
- (8) いかなる理由があろうとも、使用期間（有効期限）以外に、応援券は使用できない。
- (9) 応援券は、次に掲げる物品等の購入または役務の提供を受けるために使用することはできない。
 - ① 国税、地方税、使用料等の公租公課及び電気、ガス、水道その他の公共料金
 - ② 金、プラチナ、銀、商品券、切手、郵便はがき、プリペイドカード等の換金性の高いもの
 - ③ たばこ
 - ④ 不動産及び金融商品
 - ⑤ 事業活動に係る物品の購入若しくは借受け又は役務の提供
 - ⑥ 会費、商品、サービスの引換券等の代金を前払するもののうち、有効期限が令和8年10月1日以降のもの

- ⑦風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業において提供される役務
- ⑧医療保険、介護保険等の一部負担金
- ⑨前各号に掲げるもののほか、この要領の趣旨に照らし不相当と市長が認めるもの

5. 応援券取扱店の責務等

- (1) 応援券取扱店は、特定取引における応援券の受け取りを拒まないこと。
- (2) 応援券取扱店は、特定取引で受け取った応援券の交換、譲渡、売買、再利用、偽造及び悪用を行わないこと。（商品仕入れ代金・諸経費の支払いなど、事業者間の取引に伴う代金の支払いに使用してはならない）
- (3) 応援券取扱店は、換金目的で応援券を買取しないこと。また、自社商品の購買に応援券を利用しないこと。
- (4) 配布するのぼり旗を、消費者に分かりやすく、見やすい場所に掲示すること。
- (5) 応援券の利用を見込んで通常よりも高い価格を設定するなど、消費喚起の趣旨に反する行為をしないこと。
- (6) 応援券が偽造されたものと判別できる等、不正使用が明らかな場合は、応援券の受取を拒否するとともに、その事実を速やかに市又は商工会へ連絡すること。（偽造に対して市は責任を負わない。）
- (7) 応援券の使用期間以外の会計、使用対象外となるものに係る会計には、応援券を使用させないこと。
- (8) 現金との引き換えには応じないこと。1,000円未満の会計に対し、おつりは出さないこと。不足額は、消費者から現金やクレジットカード等で受け取ること。
- (9) 応援券取扱店は、市との適切な連携体制を構築するほか、募集要領に定める事項を遵守しなければならない。また、やむを得ない事情がない限り途中辞退をしないこと。
- (10) 市は、応援券取扱店が、募集要領に違反する行為を行ったときは、応援券取扱店の登録を取り消すことができる。

6. 応援券の換金

(1) 特定取引において使用された応援券について、市は、応援券取扱店に対し、応援券の額面金額に相当する金銭を支払うものとする。

(2) 市は、特定取引において使用された応援券の換金業務を次の事業者に委託して行うこととする。なお、当該事業者を、取次事業者と呼ぶ。

【取次事業者】 大網白里市商工会（大網白里市金谷郷24番地9）

電話：0475-72-0239（平日の9時から5時まで）

FAX：0475-72-8732

(3) 換金できる応援券は、令和8年6月15日から令和8年9月30日までの期間に、特定取引で使用された応援券とする。

(4) 応援券取扱店は、特定取引において受け取った応援券の裏面に取扱店名を記し、取次事業者が指定する応援券換金申込書に必要事項を記載のうえ、取次事業者に対し、応援券の額面金額で換金を申し出ることとする。

(5) 応援券の換金期間は、令和8年6月15日から令和8年10月30日までとする。

(6) いかなる理由があろうとも、換金期間を過ぎた場合、応援券の換金を行わない。

(7) 換金は、取次事業者が取扱店の指定口座へ振り込みにより行う。換金の方法は、取扱店が所定の期日までに応援券を取次事業者（大網白里市商工会）へ持参するものとする。なお、換金のスケジュールは下表のとおりとする。

期別	換金請求日と振込予定日		
	換金請求日		支払日（振込日）
第1期	6月15日(月) ~	6月24日(水)	7月1日(水)
第2期	6月25日(木) ~	7月3日(金)	7月10日(金)
第3期	7月6日(月) ~	7月15日(水)	7月23日(木)
第4期	7月16日(木) ~	7月24日(金)	7月31日(金)
第5期	7月27日(月) ~	8月5日(水)	8月13日(木)
第6期	8月6日(木) ~	8月14日(金)	8月21日(金)
第7期	8月17日(月) ~	8月26日(水)	9月2日(水)
第8期	8月27日(木) ~	9月4日(金)	9月11日(金)
第9期	9月7日(月) ~	9月16日(水)	9月28日(月)
第10期	9月17日(木) ~	9月25日(金)	10月2日(金)
第11期	9月28日(月) ~	10月7日(水)	10月15日(木)
第12期	10月8日(木) ~	10月16日(金)	10月23日(金)
第13期	10月19日(月) ~	10月30日(金)	11月9日(月)

(8) 市は、偽造応援券について、不正使用を予防することなく応援券取扱店が特定取引を行ったと判断した場合、当該特定取引に係る換金手続きに応じない。

- (9) 不正使用を予防することなく応援券取扱店が特定取引を行ったことが、換金手続き後に判明した場合、当該特定取引を行った応援券取扱店に対し、市は、不正使用に係る換金額の返還を請求することとする。

【問い合わせ先】

●応援券取扱店募集・換金関係

大網白里市商工会

〒299-3242 大網白里市金谷郷 24 番地 9

電 話：0475-72-0239

F A X：0475-72-8732

E-MAIL：oamisci@gmail.com

●応援券事業全般

大網白里市商工観光課振興班

〒299-3237 大網白里市仏島 72

電話：0475-70-0356